



基発0324第5号
平成23年3月24日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成23年東北地方太平洋沖地震に係る中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成持家融資制度の特例措置について

平成23年東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、中小企業退職金共済制度については独立行政法人勤労者退職金共済機構において別紙1のとおり、勤労者財産形成持家融資制度については独立行政法人雇用・能力開発機構において別紙2のとおり、それぞれ特例措置を講じることとされた。

使用者、労働者等から問い合わせがあった場合には、別紙の写しを配布する等により情報提供をお願いしたい。

また、本取扱いについて管下労働基準監督署に周知されたい。

(参考)

中小企業退職金共済制度

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

電話 03-3436-0151 (代表)

HP <http://www.taisyokukin.go.jp/>

勤労者財産形成持家融資制度 (財形持家融資制度)

独立行政法人 雇用・能力開発機構 勤労者財産形成部

電話 045-683-1177

HP <http://www.ehdo.go.jp/>

【連絡先】

厚生労働省労働基準局勤労者生活課

電話 03-5253-1111

・中小企業退職金共済制度：機構調整係 (内線5364)

・財形持家融資制度：財形融資係 (内線5367)

厚生労働省労働基準局
勤 労 者 生 活 課

東日本大震災により被災された皆様へ

中小企業退職金共済制度の特例措置等のご案内

中小企業退職金共済制度に関して、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による災害救助法適用地域（東京都、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市は除く）の被災加入者に対し、次の特例措置を実施することとします。

【一般の中小企業退職金共済制度について】

共済契約者（事業主）の皆さまへ

1 掛金の納付期限延長手続について

申出により、中小企業退職金共済掛金の納付期限（平成23年4月から24年3月）を最長1年間延長できる手続を簡素化します。

- 文書、FAX、電話による掛金の納付期限延長の申出ができます。
- 関係機関の証明書は不要とします。

2 後納による割増金について

平成23年4月から最長12か月間の掛金は、平成24年4月から25年3月までの期間に納付すれば後納割増金は免除します。

3 共済手帳の再発行の手続について

退職金共済手帳の焼失・紛失等の場合は再発行できます。これについては、文書、FAX、電話による申出ができます。

4 共済融資代理貸付の償還について（返済されている方へ）

- 元金償還の据置及び償還期限の延長をします。
- 延滞損害金の全部又は一部を免除します。
- ※貸付業務は平成14年11月に廃止となっています。

被共済者（従業員）の皆さまへ

退職金等の請求について

(1) 退職金（解約手当金）請求書の再発行

退職金（解約手当金）請求書の焼失・紛失等の場合は再発行ができますが、これについては、文書、FAX、電話による申出ができます。

(2) 請求書に添付する書類の代用

被災により現住所又は本人を確認する書類を取れない場合は、請求手

続確認書により代用します。

(3) 遺族が請求する場合の死亡確認の簡素化

被共済者が死亡により退職した場合は遺族が請求人になります。被災地域の遺族請求は、被共済者の死亡を掲載した新聞記事の写し等により「死亡確認」ができるものとします。

(4) 支払通知書紛失による再発行

再発行の申出があれば、再発行申請書の提出によりできるものとします。

お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

電話 0120-953-681

【特定業種退職金共済制度（建設業、清酒製造業、林業）について】

共済契約者（事業主）の皆さまへ

1 共済手帳を紛失・損傷した場合について

共済手帳を紛失・損傷した場合は、再交付を可能とします。申出の方法等についてはお問い合わせください。

2 共済証紙を紛失・損傷した場合について

共済証紙を紛失・損傷した場合は、再交付を可能とします。申出の方法等についてはお問い合わせください。

被共済者（従業員）の皆さまへ

退職金の請求について

退職金の請求手続を簡素化（遺族が請求する場合の死亡確認を簡素化等）するほか、退職金支払通知書や共済手帳を紛失・損傷した場合についても特例措置を設けます。

お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構

建設業・清酒製造業・林業退職金共済事業本部

電話 0120-221-320

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害救助法適用地域(東京都は除く)
(平成23年3月24日現在)

岩手県(平成23年3月11日適用)

宮古市	大船渡市	久慈市	陸前高田市	釜石市
上閉伊郡大槌町	下閉伊郡山田町	下閉伊郡岩泉町	下閉伊郡田野畑村	下閉伊郡普代村
九戸郡野田村	九戸郡洋野町	盛岡市	花巻市	北上市
遠野市	一関市	二戸市	八幡平市	奥州市
岩手郡雫石町	岩手郡葛巻町	岩手郡岩手町	岩手郡滝沢村	紫波郡紫波町
紫波郡矢巾町	和賀郡西和賀町	胆沢郡金ヶ崎町	西磐井郡平泉町	東磐井郡藤沢町
気仙郡住田町	九戸郡軽米町	九戸郡九戸村	二戸郡一戸町	

宮城県(平成23年3月11日適用)

仙台市	石巻市	塩竈市	気仙沼市	白石市
名取市	角田市	多賀城市	岩沼市	登米市
栗原市	東松島市	大崎市	刈田郡蔵王町	柴田郡大河原町
柴田郡川崎町	亘理郡亘理町	亘理郡山元町	宮城郡松島町	宮城郡七ヶ浜町
宮城郡利府町	黒川郡大和町	黒川郡富谷町	黒川郡大衡村	遠田郡涌谷町
牡鹿郡女川町	本吉郡南三陸町	刈田郡七ヶ宿町	柴田郡村田町	柴田郡柴田町
伊具郡丸森町	黒川郡大郷町	加美郡色麻町	加美郡加美町	遠田郡美里町

福島県(平成23年3月11日適用)

福島市	会津若松市	郡山市	いわき市	白河市
須賀川市	喜多方市	相馬市	二本松市	田村市
南相馬市	伊達市	本宮市	伊達郡桑折町	伊達郡国見町
伊達郡川俣町	安達郡大玉村	岩瀬郡鏡石町	岩瀬郡天栄村	耶麻郡磐梯町
耶麻郡猪苗代町	河沼郡会津坂下町	河沼郡湯川村	大沼郡会津美里町	西白河郡西郷村
西白河郡泉崎村	西白河郡中島村	西白河郡矢吹町	東白川郡棚倉町	東白川郡矢祭町
石川郡石川町	石川郡玉川村	石川郡平田村	石川郡浅川町	石川郡古殿町
田村郡三春町	田村郡小野町	双葉郡広野町	双葉郡檜葉町	双葉郡富岡町
双葉郡川内村	双葉郡大熊町	双葉郡双葉町	双葉郡浪江町	双葉郡葛尾村
相馬郡新地町	相馬郡飯館村	南会津郡下郷町	南会津郡南会津町	南会津郡枝岐村
南会津郡只見町	耶麻郡北塩原村	耶麻郡西会津町	河沼郡柳津町	大沼郡三島町
大沼郡金山町	大沼郡昭和村	東白川郡塙町	東白川郡鮫川村	

青森県(平成23年3月11日適用)

八戸市	上北郡おいらせ町
-----	----------

茨城県(平成23年3月11日適用)

水戸市	日立市	土浦市	石岡市	龍ヶ崎市
下妻市	常総市	常陸太田市	高萩市	北茨城市
笠間市	取手市	牛久市	つくば市	ひたちなか市
鹿嶋市	潮来市	常陸大宮市	かすみがうら市	桜川市
神栖市	行方市	銚田市	つくばみらい市	小美玉市
東茨城郡茨城町	東茨城郡大洗町	東茨城郡城里町	那珂郡東海村	久慈郡大子町
稲敷郡阿見町	那珂市	稲敷郡美浦村	稲敷郡河内町	筑西市
稲敷市	北相馬郡利根町			

栃木県(平成23年3月11日適用)

宇都宮市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市
那須烏山市	さくら市	那須塩原市	芳賀郡益子町	芳賀郡茂木町
芳賀郡市貝町	芳賀郡芳賀町	塩谷郡高根沢町	那須郡那須町	那須郡那珂川町

千葉県(平成23年3月11日適用)

旭市	香取市	山武市	山武郡九十九里町
----	-----	-----	----------

東日本大震災により被災された皆様へ 財形持家融資制度の特例措置等のご案内

独立行政法人雇用・能力開発機構から事業主等を通じて財形持家融資を受けて現在返済中の方で、標記災害により被災された方については、被災の程度に応じて次のとおり返済方法の変更を行います。

1 返済方法変更の内容

- (1) 返済金の払込みの据置又は返済期間の延長（被災の程度に応じて、1年～3年）
- (2) 据置期間中の金利の引下げ（被災の程度に応じて、0.5%～1.5%減）

2 返済方法変更の対象になる方

次のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方

- (1) 勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方
- (2) 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方
- (3) 債務者又は家族が死亡・負傷したため、著しく収入が減少した方

【参考：特例措置の内容】

り災割合（被災の程度）によって、次のとおり返済方法の変更を行います。

り災割合が30%未満の場合	：	払込みの据置又は返済期間の延長	1年
		据置期間中の利率の引下げ	0.5%
り災割合が30%以上60%未満の場合	：	払込みの据置又は返済期間の延長	2年
		据置期間中の利率の引下げ	1.0%
り災割合が60%以上の場合	：	払込みの据置又は返済期間の延長	3年
		据置期間中の利率の引下げ	1.5%

※ り災割合とは、災害発生の日前1年以内の収入額から災害発生日以後1年間の収入予定額を差し引いた金額に、融資住宅等の復旧に要する自己資金と災害による負傷又は疾病の治療費を加えた金額が、災害発生の日前1年以内の収入に占める割合をいいます。

※ 据置期間中の利率を引き下げた結果、0%を下回る場合は、0%となります。

お問い合わせ先

・現在ご返済中の財形融資業務取扱金融機関

又は

・独立行政法人雇用・能力開発機構

勤労者財産形成部回収課 債権管理第二係

電話 0120-989-534

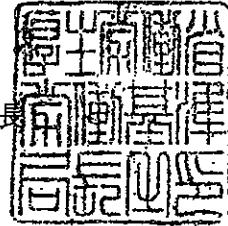
下
写

基発0324第6号

平成23年3月24日

都道府県知事 殿

厚生労働省労働基準局長



平成23年東北地方太平洋沖地震に係る中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成持家融資制度の特例措置について

平成23年東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、中小企業退職金共済制度については独立行政法人勤労者退職金共済機構において別紙1のとおり、勤労者財産形成持家融資制度については独立行政法人雇用・能力開発機構において別紙2のとおり、それぞれ特例措置を講じることとされた。

使用者、労働者等から問い合わせがあった場合には、別紙の写しを配布する等により情報提供をお願いしたい。

また、本取扱いについて貴都道府県内市町村及び関係機関等への周知につき特段のご配慮をいただきたい。

(参考)

中小企業退職金共済制度

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

電話 03-3436-0151 (代表)

HP <http://www.taisyokukin.go.jp/>

勤労者財産形成持家融資制度 (財形持家融資制度)

独立行政法人 雇用・能力開発機構 勤労者財産形成部

電話 045-683-1177

HP <http://www.ehdo.go.jp/>

【連絡先】

厚生労働省労働基準局勤労者生活課

電話 03-5253-1111

・中小企業退職金共済制度：機構調整係 (内線5364)

・財形持家融資制度：財形融資係 (内線5367)

東日本大震災により被災された皆様へ

中小企業退職金共済制度の特例措置等のご案内

中小企業退職金共済制度に関して、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による災害救助法適用地域（東京都、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市は除く）の被災加入者に対し、次の特例措置を実施することとします。

【一般の中小企業退職金共済制度について】

共済契約者（事業主）の皆様へ

1 掛金の納付期限延長手続について

申出により、中小企業退職金共済掛金の納付期限（平成 23 年 4 月から 24 年 3 月）を最長 1 年間延長できる手続を簡素化します。

- 文書、FAX、電話による掛金の納付期限延長の申出ができます。
- 関係機関の証明書は不要とします。

2 後納による割増金について

平成 23 年 4 月から最長 12 か月間の掛金は、平成 24 年 4 月から 25 年 3 月までの期間に納付すれば後納割増金は免除します。

3 共済手帳の再発行の手続について

退職金共済手帳の焼失・紛失等の場合は再発行できます。これについては、文書、FAX、電話による申出ができます。

4 共済融資代理貸付の償還について（返済されている方へ）

- 元金償還の据置及び償還期限の延長をします。
 - 延滞損害金の全部又は一部を免除します。
- ※貸付業務は平成 14 年 11 月に廃止となっています。

被共済者（従業員）の皆様へ

退職金等の請求について

(1) 退職金（解約手当金）請求書の再発行

退職金（解約手当金）請求書の焼失・紛失等の場合は再発行ができますが、これについては、文書、FAX、電話による申出ができます。

(2) 請求書に添付する書類の代用

被災により現住所又は本人を確認する書類を取れない場合は、請求手

続確認書により代用します。

(3) 遺族が請求する場合の死亡確認の簡素化

被共済者が死亡により退職した場合は遺族が請求人になります。被災地域の遺族請求は、被共済者の死亡を掲載した新聞記事の写し等により「死亡確認」ができるものとします。

(4) 支払通知書紛失による再発行

再発行の申出があれば、再発行申請書の提出によりできるものとします。

お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

電話 0120-953-681

【特定業種退職金共済制度（建設業、清酒製造業、林業）について】

共済契約者（事業主）の皆さまへ

1 共済手帳を紛失・損傷した場合について

共済手帳を紛失・損傷した場合は、再交付を可能とします。申出の方法等についてはお問い合わせください。

2 共済証紙を紛失・損傷した場合について

共済証紙を紛失・損傷した場合は、再交付を可能とします。申出の方法等についてはお問い合わせください。

被共済者（従業員）の皆さまへ

退職金の請求について

退職金の請求手続を簡素化（遺族が請求する場合の死亡確認を簡素化等）するほか、退職金支払通知書や共済手帳を紛失・損傷した場合についても特例措置を設けます。

お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構

建設業・清酒製造業・林業退職金共済事業本部

電話 0120-221-320

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害救助法適用地域(東京都は除く)
(平成23年3月24日現在)

岩手県(平成23年3月11日適用)

宮古市	大船渡市	久慈市	陸前高田市	釜石市
上閉伊郡大槌町	下閉伊郡山田町	下閉伊郡岩泉町	下閉伊郡田野畑村	下閉伊郡普代村
九戸郡野田村	九戸郡洋野町	盛岡市	花巻市	北上市
遠野市	一関市	二戸市	八幡平市	奥州市
岩手郡雫石町	岩手郡葛巻町	岩手郡岩手町	岩手郡滝沢村	紫波郡紫波町
紫波郡矢巾町	和賀郡西和賀町	胆沢郡金ヶ崎町	西磐井郡平泉町	東磐井郡藤沢町
気仙郡住田町	九戸郡軽米町	九戸郡九戸村	二戸郡一戸町	

宮城県(平成23年3月11日適用)

仙台市	石巻市	塩竈市	気仙沼市	白石市
名取市	角田市	多賀城市	岩沼市	登米市
栗原市	東松島市	大崎市	刈田郡蔵王町	柴田郡大河原町
柴田郡川崎町	亶理郡亶理町	亶理郡山元町	宮城郡松島町	宮城郡七ヶ浜町
宮城郡利府町	黒川郡大和町	黒川郡富谷町	黒川郡大衡村	遠田郡涌谷町
牡鹿郡女川町	本吉郡南三陸町	刈田郡七ヶ宿町	柴田郡村田町	柴田郡柴田町
伊具郡丸森町	黒川郡大郷町	加美郡色麻町	加美郡加美町	遠田郡美里町

福島県(平成23年3月11日適用)

福島市	会津若松市	郡山市	いわき市	白河市
須賀川市	喜多方市	相馬市	二本松市	田村市
南相馬市	伊達市	本宮市	伊達郡桑折町	伊達郡国見町
伊達郡川俣町	安達郡大玉村	岩瀬郡鏡石町	岩瀬郡天栄村	耶麻郡磐梯町
耶麻郡猪苗代町	河沼郡会津坂下町	河沼郡湯川村	大沼郡会津美里町	西白河郡西郷村
西白河郡泉崎村	西白河郡中島村	西白河郡矢吹町	東白川郡棚倉町	東白川郡矢祭町
石川郡石川町	石川郡玉川村	石川郡平田村	石川郡浅川町	石川郡古殿町
田村郡三春町	田村郡小野町	双葉郡広野町	双葉郡楡葉町	双葉郡富岡町
双葉郡川内村	双葉郡大熊町	双葉郡双葉町	双葉郡浪江町	双葉郡葛尾村
相馬郡新地町	相馬郡飯館村	南会津郡下郷町	南会津郡南会津町	南会津郡枝岐村
南会津郡只見町	耶麻郡北塩原村	耶麻郡西会津町	河沼郡柳津町	大沼郡三島町
大沼郡金山町	大沼郡昭和村	東白川郡塙町	東白川郡鮫川村	

青森県(平成23年3月11日適用)

八戸市	上北郡おいらせ町
-----	----------

茨城県(平成23年3月11日適用)

水戸市	日立市	土浦市	石岡市	龍ヶ崎市
下妻市	常総市	常陸太田市	高萩市	北茨城市
笠間市	取手市	牛久市	つくば市	ひたちなか市
鹿嶋市	潮来市	常陸大宮市	かすみがうら市	桜川市
神栖市	行方市	鉾田市	つくばみらい市	小美玉市
東茨城郡茨城町	東茨城郡大洗町	東茨城郡城里町	那珂郡東海村	久慈郡大子町
稲敷郡阿見町	那珂市	稲敷郡美浦村	稲敷郡河内町	筑西市
稲敷市	北相馬郡利根町			

栃木県(平成23年3月11日適用)

宇都宮市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市
那須烏山市	さくら市	那須塩原市	芳賀郡益子町	芳賀郡茂木町
芳賀郡市貝町	芳賀郡芳賀町	塩谷郡高根沢町	那須郡那須町	那須郡那珂川町

千葉県(平成23年3月11日適用)

旭市	香取市	山武市	山武郡九十九里町
----	-----	-----	----------

東日本大震災により被災された皆様へ 財形持家融資制度の特例措置等のご案内

独立行政法人雇用・能力開発機構から事業主等を通じて財形持家融資を受けて現在返済中の方で、標記災害により被災された方については、被災の程度に応じて次のとおり返済方法の変更を行います。

1 返済方法変更の内容

- (1) 返済金の払込みの据置又は返済期間の延長（被災の程度に応じて、1年～3年）
- (2) 据置期間中の金利の引下げ（被災の程度に応じて、0.5%～1.5%減）

2 返済方法変更の対象になる方

次のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方

- (1) 勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方
- (2) 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方
- (3) 債務者又は家族が死亡・負傷したため、著しく収入が減少した方

【参考：特例措置の内容】

り災割合（被災の程度）によって、次のとおり返済方法の変更を行います。

り災割合が30%未満の場合	： 払込みの据置又は返済期間の延長	1年
	据置期間中の利率の引下げ	0.5%
り災割合が30%以上60%未満の場合	： 払込みの据置又は返済期間の延長	2年
	据置期間中の利率の引下げ	1.0%
り災割合が60%以上の場合	： 払込みの据置又は返済期間の延長	3年
	据置期間中の利率の引下げ	1.5%

※ り災割合とは、災害発生の日前1年以内の収入額から災害発生日以後1年間の収入予定額を差し引いた金額に、融資住宅等の復旧に要する自己資金と災害による負傷又は疾病の治療費を加えた金額が、災害発生の日前1年以内の収入に占める割合をいいます。

※ 据置期間中の利率を引き下げた結果、0%を下回る場合は、0%となります。

お問い合わせ先

- ・現在ご返済中の財形融資業務取扱金融機関
又は
- ・独立行政法人雇用・能力開発機構
勤労者財産形成部回収課 債権管理第二係
電話 0120-989-534